

住工共生のまちづくりの取組みについて

東大阪市 都市魅力産業スポーツ部
モノづくり支援室

住工共生のまちづくりの推進に関する施策の実施

東大阪市では住工共生のまちを実現するため、住工共生のまちづくり条例第9条に基づき、以下のような施策を実施しています。

- (1) 市民とモノづくり企業が共生できる環境形成を促進する施策
- (2) 住工混在の緩やかな解消に資する施策
- (3) モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続を支援する施策
- (4) その他住工共生のまちづくりに資する施策

次のページから具体的な施策の実績をご紹介します。

(1)市民とモノづくり企業が 共生できる環境形成を促進する施策

(1) 市民とモノづくり企業が共生できる環境形成を促進する施策

相隣環境対策支援補助金

概 要

住宅側から申し立てられた騒音や振動の苦情について、モノづくり企業が実施する建築物、設備等の改善対策に対して補助金を交付

補助対象経費

モノづくり企業が実施する建築物、設備等の改善対策にかかる費用

補助限度額

300万円

補助率

1/2

補助対象者

改善対策を行うモノづくり企業

(1) 市民とモノづくり企業が共生できる環境形成を促進する施策

相隣環境対策支援補助金交付実績

年度	予算額 (千円)	交付件数 (件)	交付額 (千円)	予算執行率 (%)	備考
H25	5,000	2	1,967	39.3	【補助率】対象経費の1/2 【補助上限額】100万円
H26	15,000	6	10,584	70.5	【補助率】対象経費の2/3 【補助上限額】300万円
H27	15,000	3	6,055	40.3	【補助率】対象経費の2/3 【補助上限額】300万円
H28	15,000	2	6,000	40.0	【補助率】対象経費の2/3 【補助上限額】300万円
H29	9,000	1	1,691	18.7	【補助率】対象経費の2/3 【補助上限額】300万円
H30	9,000	2	2,385	26.5	【補助率】対象経費の2/3 【補助上限額】300万円
R1	6,000	2	3,655	60.9	【補助率】対象経費の1/2 【補助上限額】300万円
R2	6,000	0	0	0	【補助率】対象経費の1/2 【補助上限額】300万円
R3	6,000	2	3,481	58.0	【補助率】対象経費の1/2 【補助上限額】300万円

(2) 住工混在の緩やかな
解消に資する施策

(2) 住工混在の緩やかな解消に資する施策

工場移転支援補助金

概 要

住工混在を解消するために、市内の工業専用地域とモノづくり推進地域以外の地域で製造業を営むモノづくり企業が、その工場を市内の工業専用地域又はモノづくり推進地域へ移転する場合に補助金を交付

補助対象経費

機械設備の移転にかかる費用
(移転先が特別用途地区の場合は、事務所の移転にかかる費用も対象)

補助限度額

500万円

補助率

1/2 ※特別用途地区内への工場移転については2/3

補助対象者

工業専用地域及びモノづくり推進地域以外の用途地域から、工業専用地域もしくはモノづくり推進地域へ工場を移転するモノづくり企業

(2) 住工混在の緩やかな解消に資する施策

工場移転支援補助金交付実績

年度	予算額 (千円)	交付件数 (件)	交付額 (千円)	予算執行率 (%)	備考
H25	4,000	1	1,589	39.7	【補助率】対象経費の1/2 【補助上限額】200万円
H26	15,000	0	0	0	【補助率】対象経費の2/3 【補助上限額】500万円
H27	15,000	1	666	4.4	【補助率】対象経費の2/3 【補助上限額】500万円
H28	15,000	5	18,472	123.1	【補助率】対象経費の2/3 【補助上限額】500万円
H29	15,000	1	757	5.0	【補助率】対象経費の2/3 【補助上限額】500万円
H30	15,000	2	6,567	43.8	【補助率】対象経費の2/3 【補助上限額】500万円
R1	10,000	2	6,655	66.6	【補助率】対象経費の1/2 ^{※1} 【補助上限額】500万円
R2	10,000	2	5,131	51.3	【補助率】対象経費の1/2 ^{※1} 【補助上限額】500万円
R3	10,000	0	0	0	【補助率】対象経費の1/2 ^{※1} 【補助上限額】500万円

※1:特別用途地区内への工場移転については2/3

(2) 住工混在の緩やかな解消に資する施策

住宅建築にかかるルール

概 要

モノづくり推進地域内において住宅を建築するときに、建築主が、市との協議や周辺の工場へ事前説明等の手続きを行うもの。

(住宅の建築の協議)

第15条 建築主は、モノづくり推進地域内において住宅を建築しようとするときは、当該建築に係る計画について、あらかじめ、市と協議しなければならない。

2 建築主は、前項の規定による協議に係る住宅について、騒音その他の生活環境に及ぶ影響を自ら低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(近隣のモノづくり企業等に対する説明)

第16条 建築主は、モノづくり推進地域内において住宅を建築しようとするときは、当該建築に係る計画の周知を図るため、前条第1項の規定による協議を行った後、次に掲げる者に対し、当該建築に係る計画の内容について説明しなければならない。

(1) 当該住宅の敷地と隣接するモノづくり企業その他周辺の地域において市長が必要と認めるモノづくり企業

(2) 当該住宅の敷地が協議会の重点地区内に所在する場合は、その協議会

2 建築主は、前項の説明を行った後、遅滞なく、当該説明に係る結果を市長に報告しなければならない。

(2) 住工混在の緩やかな解消に資する施策

住宅建築にかかるルール 実績

年度	条例に基づく建築主の住宅建築時の手続き等協議件数(件)	備考
H25	7	H25.10.1~H26.3.31の半年間
H26	89	
H27	90	
H28	139	
H29	89	
H30	102	
R1	109	
R2	55	
R3	132	

(3) モノづくり企業の立地の促進 及び操業の継続を支援する施策

(3) モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続を支援する施策

モノづくり立地促進補助金

概 要	市内の工業専用地域・モノづくり推進地域内で事業者が一定面積以上の工場を新たに立地（新築・建替・増築・取得）した場合、当該工場にかかる土地及び工場の固定資産税及び都市計画税の一定割合を補助金として交付
補助期間	3年間 ※特別用途地区内への工場立地の場合は5年間
補助限度額	当該工場にかかる土地及び工場の 固定資産税及び都市計画税の一定割合
補助要件 (面積要件)	工業専用地域：延床面積1,000㎡以上 モノづくり推進地域：延床面積500㎡以上（特別用途地区は面積要件を適用しない）
補助対象者	当該工場で事業を営むモノづくり企業、当該工場の所有者、当該工場の立地する土地の所有者

(3) モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続を支援する施策

モノづくり立地促進補助金交付実績

年度	予算額 (千円)	交付件数 (件)	交付額 (千円)	予算執行率 (%)	備考
H25	23,188	6	21,300	91.8	
H26	15,879	4	14,232	89.6	対象地域を「工業専用地域と工業地域」から「工業専用地域とモノづくり推進地域」に拡大
H27	16,179	5	11,093	68.5	
H28	27,455	10	27,274	99.3	補助対象期間を3年から5年に拡充
H29	83,700	28	77,854	93.0	
H30	105,000	36	94,577	90.1	
R1	120,000	34	98,840	82.4	補助対象期間を5年間から従来の3年間に変更※
R2	78,000	26	73,623	94.4	
R3	114,570	28	96,280	84.0	

※:特別用途地区内への工場立地の場合は5年間

(3) モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続を支援する施策

事業用地継承支援対策補助金

概要	既存の一定面積以上の製造業事業用地を、引き続き製造業の事業用地として売却し新たに工場が立地された場合、もとの土地所有者に対して補助金を交付
補助要件	売却する土地の面積：敷地面積250㎡以上 立地する工場の面積：延床面積500㎡以上 ※特別用途地区内は土地利用要件・面積要件を適用しない
補助限度額	500万円
補助率	売買契約金額の3%以内
補助対象者	製造業の事業用地として土地を売却したもとの所有者

(3) モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続を支援する施策

事業用地継承支援対策補助金交付実績

年度	予算額 (千円)	交付件数 (件)	交付額 (千円)	予算執行率 (%)	備考
H26	5,000	0	0	0	
H27	5,000	1	4,036	80.7	
H28	5,000	0	0	0	
H29	5,000	0	0	0	
H30	5,000	0	0	0	
R1	5,000	0	0	0	
R2	5,000	0	0	0	
R3	5,000	0	0	0	

**(4) その他住工共生のまちづくりに
資する施策**

(4) その他住工共生のまちづくりに資する施策

住工共生まちづくり活動支援補助金

概 要	住工共生のまちづくり条例に基づき認定された「住工共生まちづくり協議会」が実施する事業に対して補助金を交付
補助対象経費	「住工共生まちづくり協議会」が実施する事業にかかる経費
補助限度額	10万円
補助率	1/2
補助対象者	住工共生のまちづくり条例に基づき認定された「住工共生まちづくり協議会」（現在は高井田まちづくり協議会の1団体のみ）

(4) その他住工共生のまちづくりに資する施策

住工共生まちづくり活動支援補助金交付実績

年度	予算額 (千円)	交付件数 (件)	交付額 (千円)	予算執行率 (%)	備考
H27	100	1	63	63.0	事業補助 【補助率】1/3 【補助上限】10万円
H28	100	1	54	54.0	
H29	100	1	100	100.0	事業補助から運営補助に変更
H30	100	1	100	100.0	
R1	100	1	100	100.0	運営補助から事業補助に変更 【補助率】1/2 【補助上限】10万円
R2	100	1	11	11.0	
R3	100	1	23	23.0	